

Q8-3 生活指導員について

○生活指導員は、技能実習計画の認定申請時によって、下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約しています。

【任務】

1. 技能実習生の生活の指導を行なう事。
2. 技能実習生の生活状況を把握し、技能実習生からの相談にのるなど技能実習生が技能実習に専念できる環境づくりを行なう事。

【誓約事項】

1. 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは決していたしません。
2. 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体、取次送出機構又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。→遅刻したら罰金〇円、ミスをしたら罰金〇円、ルールを破ったら罰金〇円、途中帰国したら罰金〇円等、違約金を定める契約を交わすことはできません。
3. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 13 条（*第 12 条第 1 項第 2 号イからハまで）に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、技能実習責任者の地位を退きます。

*

規則第 12 条第 1 項第 3 号（*第 1 項第 2 号イからハまで）

- イ) 法第 10 条第 1 号から第 7 号まで又は第 9 号（認定欠格事由）のいずれかに該当する者
- ロ) 過去 5 年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたもの
- ハ) 未成年者

*

法第 10 条第 1 号から第 7 号まで又は第 9 号（認定欠格事由）

- 一. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることが無くなった日から起算して 5 年を経過しない者
- 二. 「この法律の規定その他出入国もしくは労働に関する法律の規定であって政令を定めるものまたこれらの規定に基づく命令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、また執行を受けることが無くなった日から起算して 5 年を経過しない者。
- 三. 「暴力団員による不当な行為防止等に関する法律の規定」により、または「刑法の傷害、現場助勢暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫もしくは背任罪」もしくは暴力行為等処罰

に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から起算して、5年を経過しないもの。

- 四. 「健康保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律または雇用保険法の規定」により、罰金の刑に処され、その執行を終わり、また執行を受けることが無くなった日から起算して5年を経過しないもの
- 五. 成年被後見人（判断能力を欠くもの）もしくは被保佐人（判断能力が著しく不十分なもの）またじゃ破産手続き開始の決定を受けて、復権を得ない者
- 六. 実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者
- 七. 実習認定を取り消された者が法人である場合において、当該取消の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（いかなる名称えお有する者であるかを問わず、取締役またこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有する者と認められるものを含む）であった者で、当該取消の日から起算して5年を経過しない者
- 八. 暴力団員または暴力団員でなくなった日から、5年を経過しない者